

## 「人工妊娠中絶」をめぐって

## 

●アダム・ミツキェヴィチ大学 言語学科・講師

社会主義時には経済的理由等でも認められていた「人工妊娠中絶」(以下「中絶」)という選択が、1993年以降、母子の健康を考慮した場合、および強姦等以外の理由では不可能となった。法律改正20年後の本年、Polityka誌2月号(nr 6 (2894),6.02-12.02.2013)に「中絶」に関する記事が掲載されたが、その内容は「世論は議論に疲れており、問題が多い状況を正攻法で改善は無理だろう。」というものだった。

1989年の社会主義終焉後も、政教分離を謳っているはずのポーランド共和国では、カトリック教会が表立って政治的発言を活発に行っているが、そのような発言内容が実際の政治に反映された例の1つに、1993年に非合法となった「中絶」がある。教説に反する「中絶」は「非合法にすべき」という見識が、保守派の後押しも手伝って実現されたが、「中絶全面否定」にならなかったのは、賛成派と反対派が激しく意見の対立させた結果の窮策であったためだ。

ポーランド人のカトリック教離れは加速しているが、教会がポーランド社会に及ぼす影響力は未だ健在のようだ。1993年、ウッジ大学病院産婦人科医局長でもあった、Dec教授の中絶を巡っての発言が、カトリック教会と教理の矛盾を映し出すことになる。彼は、テレビニュースで、「悲しむべきことでもあり、法に反しかつモラルに反することでもあるが、もし夫がアルコール中毒ですでに5人の子供のいる女性が、6人目を妊娠し困っているとすれば、何らかの理由を付けて中絶を行

うこともあるだろう」と述べた。この発言がカトリック教会の反感をかい、4年後教授が交通事故で亡くなった際、ウッジ大司教が管轄下の神父に葬儀を執り行うことを禁じ、結局は軍所属の神父が葬儀を執り行った。

ところで、「中絶」が法的に認められる強姦による妊娠の場合でも問題がある。強姦被害者が合法的に人工中絶を受ける場合には、まず犯罪を立件しなければならず、「強姦は犯罪にあらず」というような対応をすることもある警察においてもの手続きを終えるまでに、被害者が受ける精可が下りても、医師には良心条項があり、宗教等の理由で中絶手術拒否となる場合もある。さら手術の中絶を行うことに抵抗は無くても、その後手術の合法性を証明する煩わしさから、拒否するとに抵抗は無くても、その後手術も少なからずいる。加えて、神父やプロライフ団体という「中絶反対」を叫ぶグループが病院から連絡を受け、手術を待つ不安の女性に対して理由を問わず「中絶」は「悪」だから辞めよと説く。

2008年強姦によって妊娠した14歳の少女が、ポーランド南東部の地元ルブリンの病院やワルシャワの病院で手術を受けられず、ルブリンから500km離れた病院が受け入れることで落ち着いたことは、まだポーランド人の記憶に新しい。この時にも地元の病院が彼女の許可を得ず神父に連絡を取り、マスコミに情報を流したため、プロライフ団体が少女と接触し、「本人は出産を望んでいる」と伝えたとの報道もされた。さらに、こうし



た喧噪の中、世論の圧力を感じた医師が倫理上の 立場から中絶を拒んだこと、加えて少女の母親が、 娘に無理やり中絶をさせようとしているとして警 察の取り調べまで受けたことなど、国内を騒がせ た。このようなことは人権侵害だと、少女と母親 は欧州人権裁判所にポーランド共和国を提訴、今 年1月親子の訴えは認められた。

実はその6年前にも類似の問題でポーランドは、欧州人権裁判所に提訴されている。2000年当時3人目の子供を妊娠したアリチアは、3人の眼科医から出産には失明の危険が伴うと診断を受けた。まだ幼い2人の子供のことを考慮し、3人目の子をあきらめる決断をするが、中絶を行うための書類作成は3人の眼科医のうち誰一人も行わず、彼女の家族医が作成する。その後アリチアは婦人科へ赴くが、担当の産婦人科医は彼女に帝王切開での出産を勧め、同年11月勧められた方法で3人目の子供を出産する。その2カ月後重度の視力障害に陥ったアリチアは3人目の子供の出産を喜ぶ反面、自分自身の選択が尊重されなかったことは「人権侵害」にあたるとして、欧州人権裁判所に訴え、2007年に勝訴している。

ポーランドには店内に十字架を掲げた薬局がある。その薬局では、薬剤師の宗教観により避妊薬や避妊具は扱っていないが、これも薬剤師の良心 条項と法律に守られた権利に当る。

それでは、カトリック教徒の多いポーランド人は、子沢山なのだろうと思われるかもしれない。 2012年のポーランド政府による合計特殊出生率 (15-49歳までの女性1人当たり)は1.31人。この数字から見ても少子化は問題であるが、何らかの形で避妊が行われていると考えられる。国内の出生率低下とは反対に、イギリスへ移民していったポーランド人の2009年の出生率は国内の2倍だった。この背景として、ポーランド国内における産休や育児休暇を取ることの難しさ、わずかしかない育児手当、社会保障の欠如等があげられる。さらに子育てにかかる費用を考えると、女性が安心して出産できる社会ではないとの指摘がある。このような中で、合法的な中絶は年間数百件と言われているが、非合法的になると統計として表れないため、推定数1万件とも20万件と言われ、実態の把握のむずかしさを物語っている。

1993年に導入された「中絶」に関する法律は、 賛成派と反対派との妥協による折衷案として制定 された域を脱しておらず、生命倫理を含む問題を、 法律で割り切ろうと試みた結果の矛盾が浮き彫り になったような気がする。「中絶」を単なる「手 術」とはとらえていない医師が多いことも追記しておく必要があるだろう。法改正後、賛成派と反対派の対立関係が緩和されたわけではなく、いまだに緊張状態は続いており、今以上の歩み寄りは 期待できない。法を生み出すのは誰か、それは誰のための何のためのものか、その権利の保障及び 義務の遂行はどのように行われるべきなのか、議 論を重ねても容易に結論が出るものではない。